

2004年4月15日施行

2021年7月25日改定

## 一般社団法人日本TFT協会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本TFT協会と称し、英文では、Japanese Association for Thought Field Therapy (JATFT) と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告)

第3条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、Thought Field Therapy (TFT) に関する理論・技術及びその応用についての教育・研修、研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連団体との連携協力を行うことにより TFT の進歩普及を図り、もってわが国の技術の発展および心理的・精神医学的・心身医学的健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会、ワークショップなどの催し
- (2) 協会誌その他の刊行物の発行
- (3) 関連団体との連携及び協力
- (4) 国際的な研究協力の推進
- (5) 人道支援、災害支援協力
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 キャラハン・テクニックの認定する TFT トレーニング修了者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛同する個人又は団体
  - (イ) 総会、その他の会議の議決はできない。
  - (ロ) 役員として就任することはできない。
  - (ハ) その他については正会員に準ずる。
- (3) 名誉会員 TFT の発展に関し功績が特に顕著な者で、総会の議決をもって推薦さ

れた者

- 2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

（入会）

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込み用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

（入会金及び会費）

第 8 条 当法人の会費は総会の議決をもって別に定める。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、原則として返還しない。

（退会）

第 9 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届、又はそれに代わる文書を当協会宛に提出し、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款、又は会員の義務の規定に違反したとき。
  - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき。
  - (3) 当法人の倫理綱領又は倫理規定（規程）に違反したと倫理委員会が認めるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当法人倫理規定で定める倫理委員会が事前に調査し、かつ当該会員において弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

（資格喪失）

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体である協会が解散したとき。
- (3) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の 3 分の 2 の同意があったとき。

（義務）

第 12 条 名誉会員を除く会員は、第 8 条で定める会費を納めなければならない。

- 2 会員は、「倫理綱領」、「倫理規定」（倫理規程）を遵守しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 6名以上10名以内（理事長、会長、副会長、会計を含む）
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は総会で選任し、会長、副会長及び理事長は理事の中から理事会で選定する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 会長及び理事長は、当法人の業務を総理し、当法人を代表する。

- 2 会長及び理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 3 会長又は理事長に事故あるとき、若しくは会長又は理事長が欠けたときは、副会長がその職務を代理し、その職務を行う。
- 4 理事長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。また、TFT財団、キャラハン・テクニク、その他の海外組織との協力や交渉の窓口を務める。
- 5 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、当法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 6 理事会は、倫理委員会の諮問に基づき会員の除名について決議する。

(監事の職務)

第16条 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 当法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会又は総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第17条 当法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任さ

れた理事又は監事の任期は、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了すべきときまでとする。

4 理事又は監事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその業務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により当該役員を解任することができる。この場合、総会で議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

## 第5章 会議

(総会)

第19条 総会は当法人の最高議決機関であり、すべての正会員をもって構成し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会を招集しようとするときは、会長は、総会の開催の1週間前までに、正会員に対して、総会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、役員以外の出席した正会員より選出する。

(決議)

第21条 総会の議決又は承認を要する事項は以下のとおりである。

- (1) 定款の変更、追加
- (2) 収支予算及び計算書類の承認
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) その他法令に規定する事項

2 総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の多数決による。

3 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項の議決は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令に規定する事項

4 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議決権の代理行使)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証

明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において当該正会員は、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第 23 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長が招集し理事長が議長となる。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 当法人の業務の執行に関する事項
- (3) 理事長が必要と認める事項
- (4) その他法令又は定款に規定する事項

(決議の省略)

第 24 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

## 第 6 章 会計

第 25 条 当法人の経費は、入会金、会費、臨時会費、寄付金等をもってこれにあてる。

- 2 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。
- 3 当法人の資産は、理事長が管理し、保管する。

(剰余金の不配当)

第 26 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の配当をすることができない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 27 条 この定款を変更するときは、第 21 条第 3 項に規定する総会の決議をもって行わなければならない。

(解散)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 148 条各号に規定する事由及び次に掲げる事由により解散する。

- (1) 第 20 条第 3 項に規定する総会による解散の決議があったとき
- (2) 合併（当該合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 裁判所による解散命令又は解散を命じる裁判があったとき

(残余財産の帰属)

第 29 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 附則

(法令の準拠)

第 30 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## < 施行細則 >

(入会金、年会費及び更新費)

第1条 入会金は、3千円とする。

2年会費は、以下のとおりとする。

- (1) 正会員 アルゴリズムレベル 4千円、診断レベル 5千円、上級レベル 6千円、  
一般講師 1万5千円(資格更新料含む)、トレーナー 2万円(資格更新料含む)
- (2) 賛助会員 正会員に準ずる
- (3) 名誉会員 免除

ただし、入会した年の年会費は免除する。夫婦で一般講師、または、トレーナーである場合、二人目の会費は半額となる。

(顧問及び相談役)

第2条 当法人は、役員のおすすめと理事会の全承認を得て顧問を委嘱することができる。

(事務局長及び事務局支部)

第3条 理事長は、事務局長及び事務局長補佐を任命する。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、事務局支部をおいた場合は事務局支部長及び事務局支部長補佐(いずれも正会員)を任命することができる。

(電子メールによる会議)

第4条 理事会はオンラインまたは電子メールを含むITを利用した連絡網によって、それに代えることができる。

- 2 理事は理事会メーリングリストを含むオンライン会議に参加するものとし、メーリングリスト上、オンライン会議での決済を本決済とする。

- 4 会長はメーリングリスト上で議決を取り、決済をする。会長が何らかの理由で連絡が取れない場合は、副会長が代行し、仮決済をする。

(交通費)

第5条 当法人は、理事が理事会に出席するための交通費の一部を支給することができる。

(緊急支援活動)

第6条 緊急支援が必要な際には、理事会が緊急支援チーム(CRT; Critical Response Team)の機能を担い、必要に応じて人材支援の確保などに尽力する。

(倫理規定)

第 7 条 協会の倫理規定を別添の通り定める。

(施行細則の変更)

第 8 条 施行細則は、理事会の議決を経て変更することができる。